改正前(2015年12月1日)

第12条(契約者からの通知)

契約者は、第7条(契約の申込)の内容について変 更があったときは、当社所定の方法による届出が必要 となります。届出が無いために発生した料金は契約者 の負担とします。

第18条(料金の支払い等)

5 当社は、当社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、料金等および支払方法を変更することができるものとします。また、それらの変更については、当社のホームページ上で告知することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。

また、契約者は料金等が変更された後に、該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとみなします。

第26条(当社からの通知)

削除

改正後(2017年6月1日)

第12条(契約者からの通知)

契約者は、第7条(契約の申込)の内容(氏名、住所、メールアドレス等)について変更があったときは、当社 所定の方法による届出が必要となります。届出が無いた めに発生した料金は契約者の負担とします。

第18条(料金の支払い等)

5 当社は、当社が適当と判断する電磁的な方法で契約者に事前に通知することにより、料金等および支払 方法を変更することができるものとします。

また、契約者は料金等が変更された後に、該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとみなします。

第26条(当社からの通知)

当社は、サービス内容の変更など本契約に係る重要事項に関し、書面または電子メールその他の電磁的な方法により通知を行うことができるものとします。契約者は、当社から契約者に対する通知を行うためメールアドレスを当社に対して指定するものとし、電子メールによる通知の場合、当社からの電子メールが契約者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着した時点で当社からの通知が完了したものとします。

2 契約者は、当社からの通知が常に住所または指定 された電子メールアドレスへ確実に到達されるよう にするものとします。なお、通知の不達あるいは遅着 等により発生した損害に対しては、当社の故意又は重 大な過失を除き、当社は一切責任を負いません。